

IV. 着実な社会資本の整備に向けて

1. 広域地方計画及び社会資本の重点整備方針の策定について

1-1 四国圏広域地方計画の策定

～開発中心の計画から、成熟社会型の計画に～

国土の利用、整備、保全を推進するための、総合的で、基本的な計画として「国土形成計画法」が、平成17年7月に制定されました。

国土形成計画は、全国計画（中央作成）と国と地方が対等な立場で協議し作成する広域地方計画（地方ブロック作成）の2層の計画であります。

広域地方計画の策定においては、国の地方支分部局、四国4県、各県市長会、各県町村会及び経済団体で四国圏広域地方計画協議会（知事、局長クラス）を組織し、四国圏広域地方計画の中間とりまとめを行いました。

今後、中間とりまとめに対して、市町村から計画提案を受けつけると共に、学識者の意見聴取を実施します。その後、四国圏広域地方計画協議会での協議を経て、平成20年度中には、国土交通大臣が四国圏広域地方計画を決定することになります。

中間とりまとめ構成

■基本方針

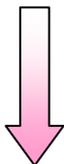
地域の強みを活かし、圏域全体の連携によって自立的に発展する
「癒やしと輝きのくに」四国の創造

■四国の発展にむけた目標

- 安全・安心を基盤に、快適な暮らしを実感できる四国
- 地域に根ざした産業が集積し、競争力を発揮する四国
- 歴史・文化、風土を活かした個性ある地域づくりを進め、人をひきつける四国
- 東アジアをはじめ、広域的に交流を深める四国
- 中山間地域・半島部・島しょ部等や都市が補完し活力あふれる四国

《平成20年度の取り組み》

平成19年度末
平成20年度



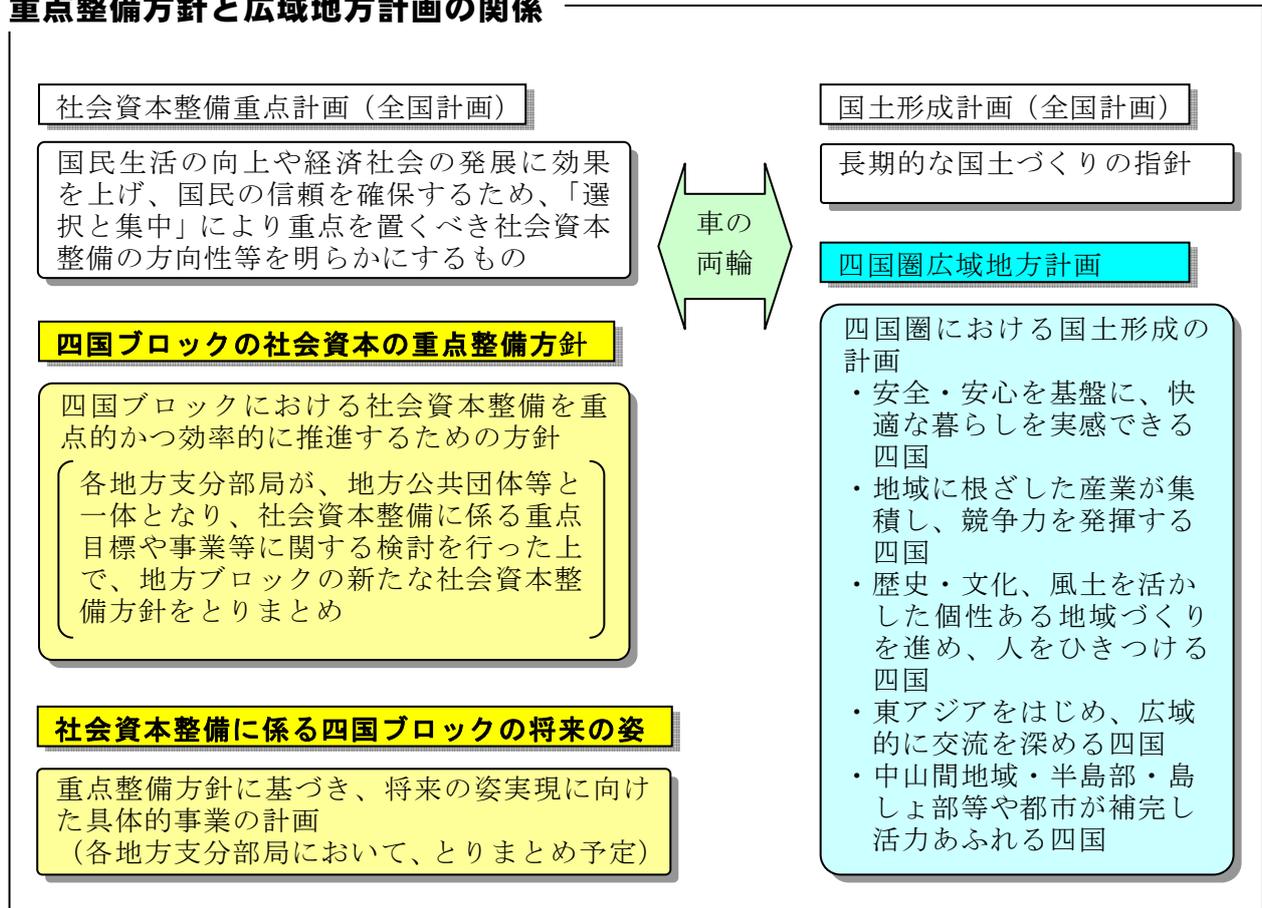
四国圏広域地方計画協議会設置、中間とりまとめ
市町村からの計画提案
四国圏広域地方計画学識者会議による学識者意見聴取
四国圏広域地方計画【原案】とりまとめ
パブリックコメントの実施
四国圏広域地方計画【案】とりまとめ
四国圏広域地方計画の決定（国土交通大臣）

1-2 四国ブロックの社会資本の重点整備方針の策定

現行の「四国ブロックの社会資本の重点整備方針」は、平成19年度までの事業計画について、平成16年6月に策定し、社会資本整備の着実な推進を図ってきたところであります。

次期「四国ブロックの社会資本の重点整備方針」では、四国圏広域地方計画において示される方向性や地域戦略を実現するための最も重要な政策手段の一つとして、平成20年度中に策定を行います。

重点整備方針と広域地方計画の関係



《平成20年度の取り組み》

平成20年度
↓
「四国ブロックの社会資本の重点整備方針（案）」とりまとめ
「社会資本整備に係る四国ブロックの将来の姿（案）」とりまとめ
パブリックコメントの実施〔将来の姿（案）〕
「社会資本整備に係る四国ブロックの将来の姿」改訂
「四国ブロックの社会資本の重点整備方針」の決定（国土交通省）

2. 公共事業の品質確保の促進

《 方針 》

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 4 月）」（以下「品確法」という）に基づき、四国の公共工事の品質確保に向けた取り組みを積極的に実施するとともに、国が手本を示し、市町村まで品質確保の取り組みを促進します。

《 法律のポイント 》

- 公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化
- 「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換
- 発注者をサポートする仕組みの明確化

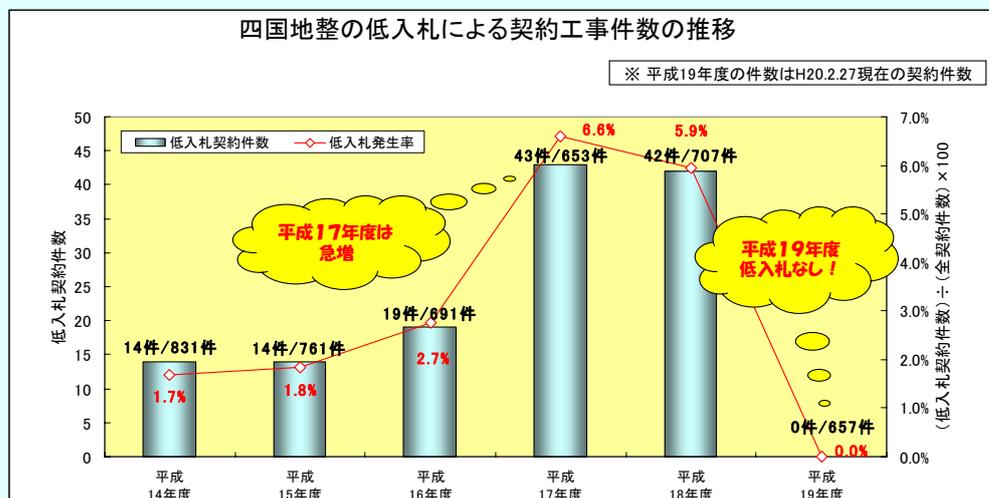
2-1 総合評価方式の拡大

- 平成 18 年度から実施している、原則すべての工事において、一般競争入札かつ総合評価方式による発注を、継続して推進します。
- 取り組みの遅れている地方自治体、特に市町村への総合評価方式の普及拡大を積極的に支援します。
- 新たなダンピング対策として平成 19 年度より原則、すべての工事において、施工体制や品質確保を評価する「施工体制確認型総合評価方式」による発注を継続して推進します。
- 全国初の「加算方式」による総合評価の試行結果を踏まえ、試行を拡大します。

TOPICS

施工体制確認型総合評価方式で低価格入札での契約なし！

平成 19 年度より原則、全ての工事において施工体制確認型総合評価方式を試行した結果、低価格入札での契約案件は発生していません。



2-2 多様な入札契約の拡大

- 平成18年度より試行実施している「新たな実験計画（社会実験）」については、その検証を踏まえつつ引き続き計画的に推進します。
- 設計施工一括発注方式や詳細設計付施工発注方式など多様な入札契約方式の試行拡大を図ります。
- また、地域に精通した優良な地元下請け企業が施工することで、工事の品質確保及び地元企業の健全な育成を目的とした「地元企業活用審査型総合評価方式」や工事の不調・不落対策を目的とした「見積もりを活用した積算方式」の試行拡大を図ります。
- 設計・施工の分離発注の原則も踏まえつつ設計を担当する建設コンサルタントと工事や仮設設計を担当する建設会社が協同して設計及び工事を行う「異業種JV」について検討します。

2-3 調査設計業務の取り組み

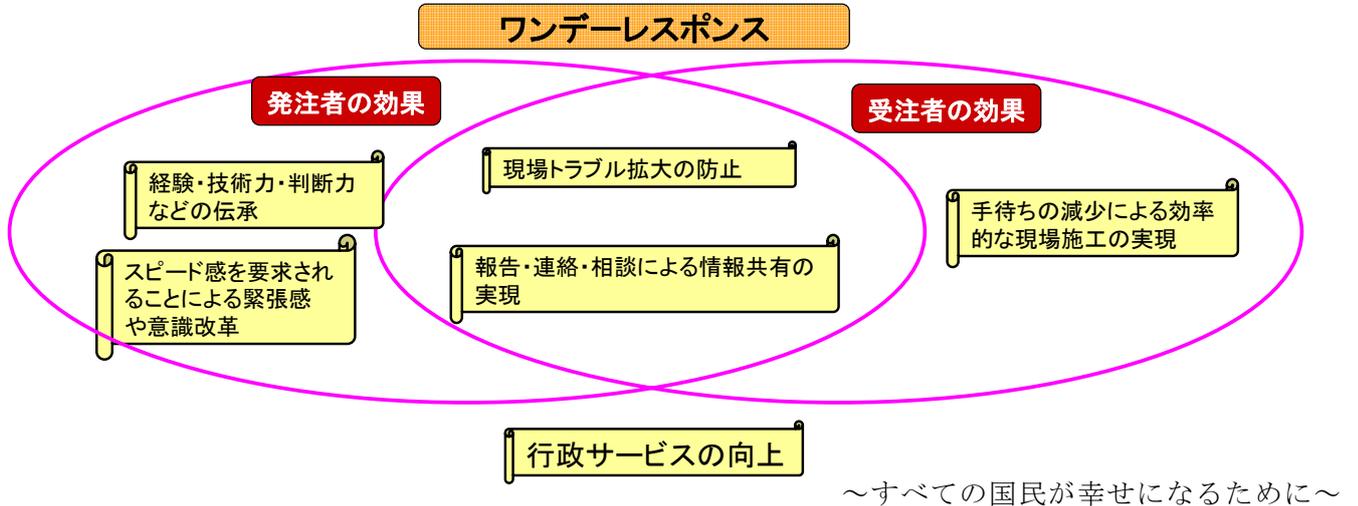
- 簡易公募型（競争入札・プロポーザル）方式による発注を推進するとともに、総合評価方式による発注の試行を拡大します。
- 調査設計業務の成果品のチェック体制強化のための第三者照査や発注者・設計業務受注者・工事施工者の三者による設計施工調整会議の実施・検証により、コンサルタント業務における公共工事の品質確保の推進を図ります。

2-4 公共工事発注者支援技術者制度

- 公共工事の品質確保の推進を目的に、四国地方整備局、4県及び四国内全96市町村で構成された「四国地方公共工事品質確保推進協議会」においては、会員相互の協力体制を強化、情報交換を行うなど連携を図り、発注関係事務を適切に実施するための体制づくりの検討、地方公共団体等への発注者支援を積極的に推進します。
- その一環として「四国地方公共工事発注者支援技術者登録制度」を制度化し、現在、1,418名が登録されています。
- 今後、本制度の充実を図るとともに、市町村の総合評価を促進させるため、発注者支援技術者の活用を積極的に促進します。

2-5 ワンデーレスポンスによる工程短縮の推進

- ワンデーレスポンスとは、現場で発生する諸問題に対し「その日のうち」に対応することにより、現場の「手待ち」をなくし工程短縮やそれに伴う経費の削減など効率的な作業が可能となるようにするものです。
- 平成19年度は各事務所1工事以上の試行を行いました。
- 平成20年度は更なる試行の拡大を推進します。



2-6 新技術の活用促進

- 公共事業で有用な新技術の活用促進を図ることで、更なる品質の向上・コスト削減を図り、四国にふさわしい社会資本整備を推進します。
- 平成19年度は、災害対応技術に関する四国独自のテーマを設定して、「初動用三次元測量技術」、「本格復旧用三次元測量技術」の2技術を募集し、試行を行うことで技術の評価を実施しました。
- 平成20年度は、その成果を生かして直轄事業での活用を図るとともに、四国地域の問題解決のための技術を引き続き公募しながら安全安心な地域社会を目指します。

TOPICS

四国で新技術活用促進フォーラムを開催



盛況のフォーラム会場

～技術が動く、四国が動く～

「四国の地域特性を活かした新技術の活用と普及促進、更なる発展をめざす」をメインテーマに平成19年7月12日に香川県県民ホールで開催しました。

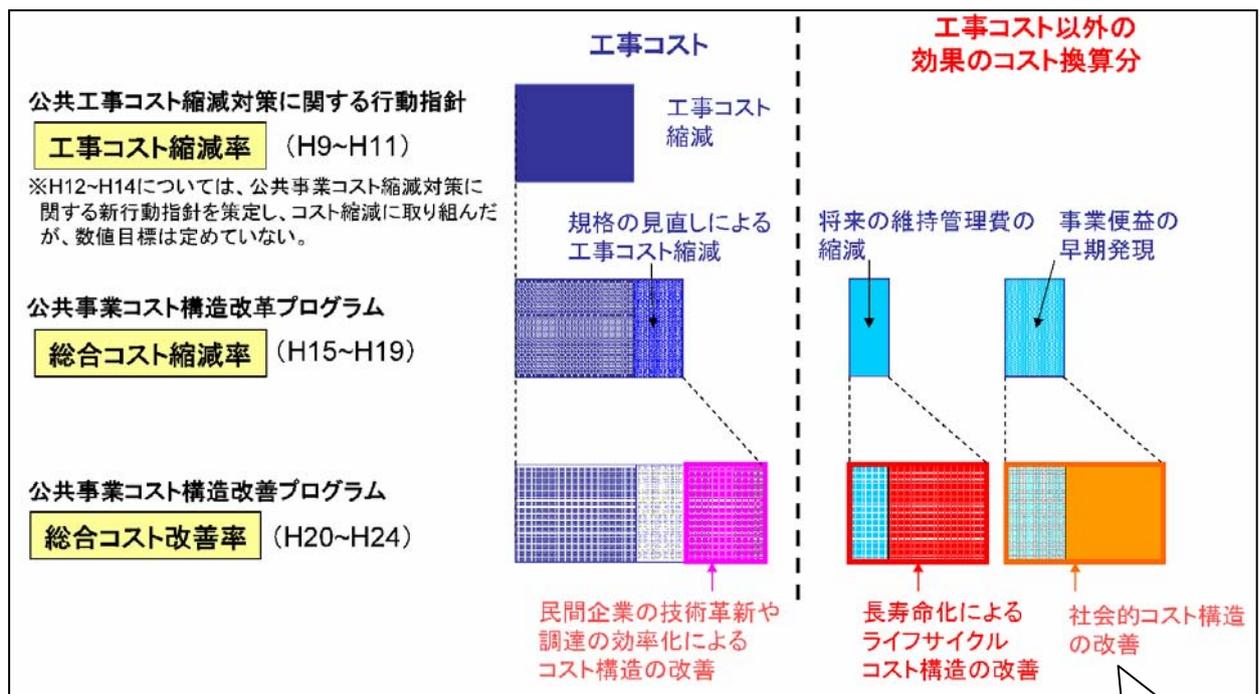
フォーラムを通じて、新技術の活用が、社会資本の長寿命・高性能・経済性・安全性向上などに大きく寄与していることを多くの方に理解してもらうことができました。

3. コスト縮減の推進

平成9年度から計画的なコスト構造改革に取り組み、現在は「公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、コスト縮減に努めています。

これまでの「総合的なコスト縮減」の取り組みに加え、新たに「コスト構造改善」の取り組みを導入します。

○コスト構造改善の取り組みイメージ



社会的コストとは、CO2削減量、交通渋滞による損失時間等に関するコスト

4. 地方に対する支援について (地方道路整備臨時交付金の制度改善など)

4-1 地方道路整備臨時交付金の制度改善

《地方道路整備臨時交付金》

複数の市町村にわたる地域などで、市町村合併、高度医療の充実といった地域の課題に対応して一体的に行われる道路整備を、パッケージとして緊急かつ集中的に支援する制度。

○対象事業の追加

交付対象に都府県等が実施する一般国道の改築事業等を平成20年度より追加する。

○財政状況に応じた交付率の引き上げ

財政力の弱い地域での道路整備の着実な推進を図るため、財政力に応じて国費割合を引き上げる。

※国費割合：現行55%→最大70%

4-2 地方の負担を軽減するための措置

○地方道路整備臨時貸付金制度の創設

地方公共団体の財政負担軽減と平準化を図るため、道路事業の地方負担の一部に対して、無利子で貸付けを行う制度。

※ 対象事業：直轄事業、補助事業、地方道路整備臨時交付金事業の地方負担の一部

※ 期限：平成20年度以降5箇年間

※ 規模：平成20年度 国費1,000億円

※ 償還期間：20年以内（据置期間5年以内を含む）